

# 平成 26 年度 基礎評価シート

		担当部課等名	健康長寿課					
基本構想	生活の質の向上と定住人口の確保		重点的方針	1. 高齢者の安心な暮らし支援				
分野別方針	(3) 介護サービスの充実		実施計画事業	1) 介護サービス推進事業 (No.4)				
予算等事業名	高額医療合算介護サービス費支給事業							
目的	介護保険サービスの適正な認定・給付・賦課徴収を行う。また低所得者への軽減補助を行う。							
内容	—							
根拠法令・条例等	介護保険法							
体制	<input type="checkbox"/>	町職員実施	<input type="checkbox"/>	一部委託あり	<input type="checkbox"/>	全部委託	<input checked="" type="checkbox"/>	その他

## 中間評価(10月1日現在)

1) 実施計画に示す事業内容どおりに進捗しているか								
<input type="checkbox"/>	① 計画どおりに進捗している		<input type="checkbox"/>	② 計画より遅れている		<input type="checkbox"/>	③ 未実施	
②、③に対する理由								

2) 現時点の状況から次年度以降の経費の削減等は検討できるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる		<input type="checkbox"/>	② 削減は困難				
理由								

3) 今まで以上の事業の効率化は図れるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる		<input type="checkbox"/>	② 効率化は困難				
理由								

中間評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 計画未実施のため継続の必要性がない(休止・廃止)				
	【説明】				

## 総合評価

実績	世帯内の同一の医療保険制度の加入者の方について1年間に医療保険と介護保険の両方に自己負担がありその自己負担額の合計が高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額を超えた場合申請により給付する				
中間評価との相違点	—				
事業指標(数値指標)	支給額				
前期(27年度)目標値	—			【目標値の根拠または数値で表わせない指標】	
実績値	平成25年度	平成26年度	平成27年度	介護保険法	
	—				

事業費の推移と財源の内訳

(単位:千円)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
直接事業費		5,420	5,043				
財源内訳	一般財源						
	国庫支出金	1,082	1,008				
	県支出金	802	756				
	その他	3,536	3,279				

事業の項目別評価

妥当性	(1)公費を投入して実施することが妥当な事業か A:妥当 B:どちらかといえば妥当 C:妥当ではない	A
	【説明】 介護保険法に基づく制度のため	
妥当性	(2)町が主体となって実施する必要があるか A:町が行わなければならない B:町が行ったほうがよい C:委託等の必要がある	A
	【説明】 介護保険法に基づく制度のため	
有効性	成果が上がっているか A:十分成果が上がっている B:成果が上がっている C:成果が上がっていない	A
	【説明】 介護保険法に基づく制度のため	
効率性	費用をかけずに成果をあげているか A:適切である B:改善の余地がある C:効率的ではない	C
	【説明】 介護保険法に基づく制度のため	
総合評価	A:妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B:妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C:事業の見直しが必要 D:事業継続の必要性がない(休止・廃止)	A
	【説明】 介護保険法に基づく制度のため	
今後の方針 (課題・意見等を箇条書き)	介護保険法に基づく制度のため今後もやむを得ない	

◎評価者[担当主管課長]

<input checked="" type="checkbox"/> ① 現状維持	<input type="checkbox"/> ② 改善して町が実施	<input type="checkbox"/> ③ 改善して町以外が実施	<input type="checkbox"/> ④ 廃止
理由	介護保険と医療保険の支払いが高額になり自己負担の限度額を超えたときは、越えた分が高額医療合算介護サービス費として払い戻される。この制度は、全国一律の介護保険制度に基づき実施されているため。		
今後の方向性	法改正などにより制度の見直しは行われるが、介護保険の給付等については全国共通で実施される。		